

4/9 日

埼玉県議会議員一般選挙

投票時間：午前7時～午後8時

投票できる方

次の要件をすべて満たし、吉川市の選挙人名簿に登録されている方



- ①平成17年4月10日以前に生まれた方
- ②令和4年12月30日以前に吉川市に住民登録(届け出)をし、令和5年4月9日(期日前投票の場合は投票する日)現在、吉川市に住民登録のある方
- ※県内の市町村に転出された方で、新住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていない方は吉川市で投票できません。この場合、市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(または住民票の写し)の提示または、投票所において投票管理者に対して、引き続き県内の市町村に住所を有していることの確認の申請が必要です。

投票所の変更

【第10投票所】南中学校体育館→南中学校第1技術室

期日前投票

投票所・日時

- ①吉川市役所期日前投票所(市役所コミュニティルーム)・4月1日(日) 8時～8時30分(午後8時)
- ②吉川駅前期日前投票所(吉川情報サービスセンター・コア)・4月3日(月) 8時～8時30分(午後8時)
- ③イオンタウン期日前投票所(イオンタウン吉川美南西街区2階特設会場)・4月3日(月) 8時～10時(午後8時)
- ※②の投票所に駐車場はありません。

不在者投票・郵便等投票(投票所以外での投票)

①滞在先で投票

仕事や旅行などで、市外での滞在先で投票日当日を含め長期にわたる場合は、次の通り滞在先での投票ができます。

手順1

- 「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、郵送または直接(代理可)、吉川市選挙管理委員会

に送付してください。

- 電子申請を利用したオンライン請求もできます。※マイナンバーカード、ICカードリーダーライタが必要です。

手順2

吉川市選挙管理委員会から郵送された投票用紙などの書類を持って、滞在先などの市区町村選挙管理委員会へ投票してください。

- ※「不在者投票宣誓書兼請求書」は吉川市選挙管理委員会に他、滞在先の選挙管理委員会にあります。また、市ホームページからも入手できます。

②郵便などで投票(郵便投票制度)

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を所持し、一定の要件を満たしている方、介護保険の被保険者証で要介護5の方は、郵便などにより投票ができます。その場合、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。お早めに吉川市選挙管理委員会までお問い合わせください。

③指定施設で投票

不在者投票指定施設に指定されている病院や老人ホーム、障害者支援施設などに入院・入所の方は、その施設で不在者投票ができます。お早めに各施設へお問い合わせください。

特例郵便等投票

- ※新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養などをしていて、一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票が利用できます。

投票用紙などの請求

選挙当日の4日前(4月5日)午後5時必着までに、吉川市選挙管理委員会に投票用紙等請求書などの書類を郵便などで送付してください。

投票用紙の送付

選挙当日(午後8時必着)までに、吉川市選挙管理委員会に投票用紙を郵便などで返送してください。

- ※市ホームページにも投票用紙等請求書の書類などを掲載しています。
- ※濃厚接触者の方は、必要な感染拡大防止対策をとった上で、投票所等投票することができません(特例郵便等投票の対象ではありません)。

詳しくは、吉川市選挙管理委員会にお問い合わせください。



↑市特例郵便等投票ホームページ



↑埼玉県統一地方選挙ホームページ

問合せ：吉川市選挙管理委員会
982・9572 FAX 981・5392 (郵送先：〒342-8501、住所不要、吉川市選挙管理委員会)